# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	母子保健法に関する事務 基礎項目評価書

# 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

旭川市長

#### 公表日

令和4年3月31日

[平成31年1月 様式2]

#### 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、保健指導、訪問指導、健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康保持及び増進を図る為の施策を実施する事務を行う。母子健康法及び行政手続における個人を識別する為の番号の利用等に関する法(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務②新生児の訪問指導の実施に関する事務③健康診査の実施又は健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務⑦低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑩養育医療の給付又は養育医療に要する費用の徴収に関する事務
③システムの名称	①保健福祉情報システム(母子保健台帳) ②赤ちゃん訪問システム ③乳幼児統計システム ④未熟児養育医療給付システム ⑤中間サーバー ⑥中間サーバーコネクター(団体内統合宛名)

### 2. 特定個人情報ファイル名

乳幼児健診関連ファイル,新生児及び乳幼児訪問指導関連ファイル,妊婦健診及び母子健康手帳関連ファイル,未熟児養育医療給付 関連ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の49の項 ・行政手続における特定の個人を識別する為の番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定 める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第40条各号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	3) 未定 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26,56の2,87の項 ・行政手続における特定の個人を識別する為の番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号) (情報提供の根拠) 第19条各号,第30条第8号,第44条各号					
5. 評価実施機関における担当部署						
	/					

①部署	子育て支援部母子保健課(養育医療関係事務を除く。)   子育て支援部子育て助成課(養育医療関係事務に限る。)
②所属長の役職名	は は は は は は は は は は は は は は は は は は は

#### 6. 他の評価実施機関

# 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 〒070-8525 旭川市6条通9丁目(総合庁舎1階) 旭川市 市民生活部 市民活動課 市民参加推進係(市政情報コーナー) 0166-25-9101 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 〒070-8525 旭川市7条通10丁目(第二庁舎) 旭川市子育て支援部 母子保健課 0166-26-2395 (未熟児養育医療給付関連ファイルを除く。) 旭川市子育て支援部子育て助成課 0166-25-6446 (未熟児養育医療給付関連ファイルに限る。)

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			13年4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	]3年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	画書の種類							
[    基礎	項目評価	書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書					
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関につ	ついては、それぞれ፤	重点項目評	評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載					
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Г	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない									
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム						
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・2	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
8. 監査									
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[ ]	] 内部監査 [ ] 外部監査					
9. 従業者に対する教育・唇	発								
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シ ステムの名称	①保健福祉情報システム(母子保健台帳) ②住民健診情報照会システム ③赤ちゃん訪問システム ④乳幼児統計システム ⑤未熟児養育医療給付システム ⑥中間サーバー ⑦中間サーバーコネクター(団体内統合宛名)	①保健福祉情報システム(母子保健台帳) ②赤ちゃん訪問システム ③乳幼児統計システム ④未熟児養育医療給付システム ⑤中間サーバー ⑥中間サーバーコネクター(団体内統合宛名)	事後	令和3年4月より, 当該システ ムの契約をしていないため
令和4年3月31日	I 関連情報 4情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 26,56の2,87の項 ・行政手続における特定の個人を識別する為の 番号の利用等に関する法律別表第二の主務省 令で定める事務及び情報を定める命令(平成26 年12月12日内閣府令第7号) (情報提供の根拠)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26,56の2,87の項 ・行政手続における特定の個人を識別する為の番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号) (情報提供の根拠) 第19条各号,第30条第8号,第44条各号	事後	